

## 綾川町プレミアム付デジタル商品券加盟店募集要項

### 1 目的

綾川町（以下「町」という。）では、町内の店舗等で利用できるプレミアム付デジタル商品券を発行することにより、物価高騰の影響を受けた生活者を支援するとともに、町内におけるキャッシュレス決済の普及促進を図ることを目的に「綾川町プレミアム付デジタル商品券事業」（以下「本事業」という。）を実施します。事業の実施に当たり、デジタル商品券等が利用できる店舗等（以下「加盟店」という。）を募集します。

### 2 デジタル商品券の概要

- (1) 名 称 綾川町プレミアム付デジタル商品券
- (2) 発行総額 36,000 万円（プレミアム分含む。）
- (3) プレミアム率 20%
- (4) 発行内容 1口当たり 12,000 円
- (5) 販売価格 1口当たり 10,000 円
- (6) 販売方法 抽選（専用アプリケーション内の申込フォームから抽選申込）
- (7) 抽選対象 綾川町在住の方または綾川町内で勤務している方
- (8) 申込限度 1人当たり 5口まで
- (9) 抽選申込期間 令和6年7月26日（金）～ 令和6年8月9日（金）
- (10) 購入期間 令和6年8月21日（水）～ 令和6年9月13日（金）
- (11) 使用期間 令和6年8月21日（水）～ 令和7年2月28日（金）

### 3 デジタル商品券の使用に関する注意事項

- (1) 加盟店における物品の販売又はサービスの提供等の取引においてのみ使用できません。
- (2) デジタル商品券の使用対象とならないものは、次のとおりです。
  - ・不動産又は金融商品
  - ・たばこ
  - ・商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業のうち、同条第4項を除く役務
  - ・国税、地方税、使用料等の公租公課
  - ・公共料金
  - ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
  - ・現金への換金、金融機関への預け入れ
  - ・その他町長が適当でないと認めたもの
- (3) 商品券購入後の返金はできません。
- (4) 転売、譲渡及び交換はできません。

(5) 使用期限を過ぎたデジタル商品券は無効となります。

#### 4 加盟店の登録要件

加盟店の登録要件は、町内に店舗又は事業所を有し、次の各号に掲げるいずれにも該当しない事業者とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者のうち、同条第 4 項を除く者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員でない者
- (3) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (4) その他町が不相当と認める者

#### 5 加盟店の遵守事項

加盟店は、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、感染予防策を講じること。
- (2) 加盟店であることが明確に分かるよう、加盟店登録完了後に発送する販促物（ポスター及びステッカー等）を店頭等の目立つ場所に表示をすること。
- (3) 取引において、デジタル商品券での決済を拒まないこと。

#### 6 加盟店の取消等

この募集要項に違反する行為が認められた場合、加盟店の登録を取り消す場合があります。この場合において、町は、登録の取り消しによって生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。また、違反行為により損害金が発生したときは、請求する場合があります。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査又はデジタル商品券の売上に係る資料の提出等を求める場合があります。

#### 7 加盟店の登録等

加盟店として新規に登録しようとする事業者は、募集期限までに次の公式ホームページを通じて「加盟店登録フォーム」から必要事項を入力し登録してください。

【<https://ayagawa-digital-ticket.com/shop>】

- (1) 募集期間 令和 6 年 7 月 1 日（月）～令和 6 年 8 月 6 日（火）  
※募集期限を経過しても随時登録は行えますが、登録完了や配布物の

お届けが8月21日（水）以降になる場合があります。

- (2) 登録方法 上記公式ホームページから登録申請
- (3) 登録料 無料
- (4) 配布物 デジタル商品券の使用開始日までに次のものを配布します。
  - ・「加盟店用マニュアル」
  - ・決済時に必要となる「加盟店用QRコード（設置スタンド含む。）」
  - ・販促物として「加盟店用ポスター、ステッカー、のぼり」
- (5) その他 登録内容については、本事業の委託先（サイテックアイ株式会社）と情報共有しますのでご了承ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## 8 販売店について

次の各号のいずれにも該当する加盟店は、デジタル商品券の当選者に対し販売する店舗等（以下「販売店」という。）として応募することができます。ただし、デジタル商品券を販売する際に利用するチャージ用端末（以下「チャージ用端末」という。）の数に限りがあるため、販売店の登録は、綾川町プレミアム付デジタル商品券事務局が、町と協議・審査のうえ決定します。なお、販売店には、チャージ用端末を貸与（無償）します。

- (1) デジタル商品券の利用者に対して、スマートフォン用専用アプリケーション（以下「アプリ」という。）のインストールや操作支援等を行える者
- (2) デジタル商品券の販売金を適切に管理し、指定の方法により、期日までに振込を行える者
- (3) 無償貸与するチャージ用端末を適切に管理し、事業終了後、速やかに返却することができる者

## 9 換金

デジタル商品券の換金については、1日～15日分の売上は当月末、16日～月末分の売上は翌月15日に加盟店登録時の指定預金口座へ振り込みます。なお、精算日が土日祝日の場合は、翌営業日の振込みとなります。また、加盟店での換金手続きは不要であり、本事業においては、換金手数料及び振込手数料は無料とします。

## 10 デジタル商品券の決済について

デジタル商品券は、使用者のスマートフォンにインストールされたアプリを用いて、使用者と現金等のやり取りをすることなく決済ができるものです。なお、本事業においては、デジタル商品券の決済手数料は無料とします。

### 【決済イメージ】

- ①使用者は加盟店に設置してあるQRコードを読取
- ②使用者がアプリ内で購入金額を入力し、加盟店が入力金額を確認
- ③金額が正しければ、使用者が「支払う」を押す

④加盟店が「決済完了画面」を確認し、決済完了

## 11 問い合わせ先

綾川町プレミアム付デジタル商品券運営事務局

【ナビダイヤル】 0570-00-2999

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）

令和6年 6月 26日制定